

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成25年4月22日～平成25年5月21日(イネ))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
カルビンサイクル強化イネ (FBP/SBPase発現イネ) (<i>Oryza sativa</i> L.) (NICS12-OSNB-UBFBP/SBP)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
カルビンサイクル強化イネ (FBP/SBPase発現イネ) (<i>Oryza sativa</i> L.) (NICS12-OSNB-RbcAcFBP/SBP)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
カルビンサイクル強化イネ (FBP/SBPase発現イネ) (<i>Oryza sativa</i> L.) (NICS12-OSKH-RbcAcFBP/SBP)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
カルビンサイクル強化イネ (FBP/SBPase発現イネ) (<i>Oryza sativa</i> L.) (NICS12-OSMR-RbcAcFBP/SBP)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NIA-OS001-8)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NIA-OS002-9)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴 ; NIA-OS003-1)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-OS004-2)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ (<i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた ; NIA-OS005-3)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

複合病害抵抗性イネ（ <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. たちすがた；NIA-OS006-4）	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
複合病害抵抗性イネ（ <i>WRKY45</i> 遺伝子発現イネ、 <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴；NIA-OS007-5）	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
開花期制御イネ（宿主品種： <i>Oryza sativa</i> L. 日本晴）	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2．意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省及び文部科学省のホームページ、J - B C H (バイオセーフティクリアリングハウス)に掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成25年4月22日（月）から平成25年5月21日（火）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3．意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	255通
整理した意見数	7件

4．意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

	意見分野	意見要旨	回答	件数
1	第一種使用規程の承認について	<p>遺伝子組換え技術は従来の品種改良の限界を超えて優れた品種を開発できる技術であり、これらの研究は、将来の日本の農業に役立つものと期待されるので承認されることを希望。</p> <p>パブリックコメント対象となったイネ系統は、学識経験者により十分に安全性が確認されていると思われるが、パブリックコメント後、速やかな承認を希望。イネは遅くとも6月中旬に栽培を開始する必要がある、きちんと研究を進めようと思うなら、安全性を十分に確保しつつも栽培適期に間に合うような迅速な承認システムの構築が求められる。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)(以下、「法」という。)に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされています。</p> <p>これらの手順については、今後とも適正な対応に務めてまいります。</p>	1
2	生物多様性への影響関連	<p>遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種と交雑してしまうおそれがあり、拡散防止措置を執らずに使用等を行うことはやめるべきである。</p> <p>遺伝子組換え生物等を使用することによる、周辺の生態系への悪影響等を想定し、遺伝子組換え作物の開発は禁止すべきである。</p>	<p>本申請は、遺伝子組換えイネを限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断しております。</p>	80
3	第一種使用規程の承認申請書について	<p>カルビンサイクル強化イネは4系統、複合病害抵抗性イネは7系統の申請がなされているが、各遺伝子組換えイネのデータ以外で、例えば「第一生物多様性影響の評価に当たり収集した情報」は同じもので、それを、それぞれの申請書毎に付けるのは無駄であると考えるので、省力化などの改善を望む。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用の申請に当たっては、法に基づき、遺伝子組換え生物等の種類ごとに、第一種使用規程を定め、それぞれに生物多様性影響評価書を提出する必要があります。</p> <p>今回の申請案件は、それぞれ独立した申請となっているため、各申請案件ごとに生物多様性影響評価書を提出する必要があります。</p>	1

4	第一種使用等の目的について	<p>有効分げつ数が増加しても既存の品種の範囲内とあるが、それにもかかわらず、遺伝子組換え技術を使う意味があるのか。</p> <p>食品安全委員会でも承認されてない抗生物質耐性遺伝子(ハイグロマイシン)を使うということは、研究のための研究で、実用化までは考えてないということか。</p> <p>これらも含め、研究の最終的な目的をはっきりさせた方が良いと考える。</p>	<p>本申請案件における遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る研究の手法や目的は、申請機関の判断に基づくものです。</p>	1
5	緊急措置計画における業務管理責任者等の公表について	<p>緊急措置計画における業務管理責任者等の氏名の公表は信頼性につながるが、申請機関ごとに開示する情報が異なる。個人情報の保護の観点も考慮すべきだが、研究独法間だけでなく民間企業も含めて、なんらかの統一したルールが必要。</p>	<p>緊急措置計画における業務担当者の氏名、連絡先等の公開の可否については、申請機関の判断に基づくものです。</p>	1
6	パブリックコメントの方法について	<p>パブリックコメントの方法そのものが、意見を提出しにくいものとなっている。</p>	<p>パブリックコメントは、募集を開始する際に、記者発表(プレスリリース)を行うとともに、文部科学省及び環境省のウェブサイトを通じて広くお知らせしています。</p> <p>また、インターネットを利用できない方のために、要望に応じて資料配付についても対応しています。</p>	3
7	その他	<p>遺伝子組換え食品の人体への影響が明らかでなく、また、日本の農業にも影響が大きいことなどから、遺伝子が組み換えられたコメの日本国内での栽培、流通及び輸出入には反対。</p>	<p>本申請については、法に基づき、遺伝子組換えイネを、限定された場所・期間において研究利用することを承認するものであり、遺伝子組換え食品用としての栽培、流通及び輸出入についての承認を行うものではありません。</p>	168